

第8号議案

2026年2月4日  
第551回理事会

職員給与規程、役員給与規程及び役員に対する勤勉手当の支給に関する規程等の変更について

(案)

2025年度の給与法改正に準じるとともに、職員の処遇改善を図るため、別紙のとおり、職員給与規程、役員給与規程、役員に対する勤勉手当の支給に関する規程、就業規則、契約職員就業規則及び嘱託職員就業規則の変更を行う。

施行日：2026年2月4日

以上

【添付資料】

別紙1：職員給与規程 変更案 新旧対照表

別紙2：役員給与規程 変更案 新旧対照表

別紙3：役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

別紙4：就業規則 変更案 新旧対照表

別紙5：契約職員就業規則 変更案 新旧対照表

別紙6：嘱託職員就業規則 変更案 新旧対照表

## 電力広域的運営推進機関 職員給与規程 新旧対照表

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
平成27年4月1日施行 平成27年7月15日変更 平成27年9月2日変更 平成28年3月23日変更 平成29年2月15日変更 平成29年4月1日変更 平成29年5月12日変更 平成30年2月7日変更 2019年1月24日変更 2020年1月22日変更 2021年2月17日変更 2021年11月4日変更 2022年4月27日変更 2022年12月21日変更 2023年1月25日変更 2023年12月20日変更 2024年 2月 1日変更 2024年 3月 1日変更 2025年 2月 5日変更 2025年 3月27日変更	平成27年4月1日施行 平成27年7月15日変更 平成27年9月2日変更 平成28年3月23日変更 平成29年2月15日変更 平成29年4月1日変更 平成29年5月12日変更 平成30年2月7日変更 2019年1月24日変更 2020年1月22日変更 2021年2月17日変更 2021年11月4日変更 2022年4月27日変更 2022年12月21日変更 2023年1月25日変更 2023年12月20日変更 2024年 2月 1日変更 2024年 3月 1日変更 2025年 2月 5日変更 2025年 3月27日変更 <u>2026年 2月 4日変更</u>
第1条 (略)	第1条 (略)
(給与の区分)	(給与の区分)
第2条 職員の給与の種類は次の通りとする。 本給、地域手当、扶養手当、住宅手当、特別在京手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当	第2条 職員の給与の種類は次の通りとする。 本給、地域手当、 <u>業務調整手当</u> 、扶養手当、住宅手当、特別在京手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当
(給与の支給日等)	(給与の支給日等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の本給、地域手当、扶養手当、住宅手当、特別在京手当及び管理職手当並びに前月分の超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、特別勤務手当とする。	2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の本給、地域手当、 <u>業務調整手当</u> 、扶養手当、住宅手当、特別在京手当及び管理職手当並びに前月分の超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、特別勤務手当とする。
3～5 (略)	3～5 (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
(初任俸給)	(初任俸給)
第5条 新たに採用する者の初任俸給は、 <u>2級1号俸</u> を大学卒業者の基準とし、学歴、職歴及び能力等を総合的に勘案して決定する。	第5条 新たに採用する者の初任俸給は、 <u>2級3号俸</u> を大学卒業者の基準とし、学歴、職歴及び能力等を総合的に勘案して決定する。
(職務の等級)	(職務の等級)
第6条 職務の等級については、職務の重要度、困難度及び責任度を考慮して、以下の通りとする。	第6条 職務の等級については、職務の重要度、困難度及び責任度を考慮して、以下の通りとする。

変更前(変更点に下線)			変更後(変更点に下線)						
	職務の区分	等級		職務の区分	等級				
1	部長	9級	1	事務局長、部長	9級				
2	所長、室長、担当部長	7級～9級	2	所長、室長、担当部長	7級～9級				
3	副部長、副所長、副室長、当直長、マネージャー	6級～8級	3	副部長、副所長、副室長、当直長、マネージャー	6級～8級				
4	副マネージャー、副当直長	5級～6級	4	副マネージャー、副当直長	5級～6級				
5	一般職員	1級～5級	5	一般職員	1級～5級				
※参考・スペシャリスト・主任の等級は、能力・経験等を考慮し個別に決定するものとする。									
第7条・第8条 (略)									
(給与の減額)									
第9条 (略)									
2	職員が勤務しない時間があるときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない時間につき、 <u>第16条第3項</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が勤務しない時間があるときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない時間につき、 <u>第17条第3項</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。							
(地域手当)									
第10条 地域手当の月額は、本給 <u>及び</u> 扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額とする。									
<u>(新設)</u>									
(扶養手当)									
<u>第11条</u> (略)									
2	(略)	<u>第12条</u> (略)							
3	扶養手当の月額は、職務の級、前項各号の扶養親族及び適用年度ごとに <u>別表5</u> に定める額とする。	3 扶養手当の月額は、職務の級、前項各号の扶養親族及び適用年度ごとに <u>別表7</u> に定める額とする。							
4	(略)	4 (略)							
<u>第12条～第17条</u> (略)									
(夜勤手当)									
<u>第18条</u> 所定の労働時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、 <u>第16条第3項</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。									
<u>第19条・第20条</u> (略)									
(管理職手当)									
<u>第21条</u> 管理職手当は、第4条別表2の適用を受け、かつ第6条に記載された職務の区分に任じられた者を対象とし、 <u>別表6</u> に定める額を支給する。									
(期末手当)									
<u>第22条</u> (略)									
2	(略)	<u>第23条</u> (略)							
3	期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあっては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれら	3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあっては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれら							

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>に対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、<u>6月支給分については100分の120、12月支給分については100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一～四 (略) (新設)</p> <p><u>4 (略)</u> <u>5 期末手当は、第4条別表2の適用を受ける職員には支給しない。</u></p>	<p>に対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、<u>100分の126.25 (第4条別表2の適用を受ける職員にあっては、100分の106.25)</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>4 第4条別表1の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び第4条別表第2の適用を受ける職員については、前項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する合計額に、本給月額及びこれに対する地域手当の合計額に職務の級に応じて別表第5に定める割合を乗じて得た額 (第4条別表第2を受ける職員にあっては、その額に本給月額に職務の級に応じて別表第6に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額を期末手当基礎額とする。</u></p> <p><u>5 (略)</u> (削る)</p> <p><u>第24条 (略)</u></p>
<p>(勤勉手当)</p> <p><u>第24条 (略)</u></p> <p>2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して次項各号に掲げる区分に応じて支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。ただし、<u>第22条第2項</u>各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、<u>別表3</u>に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する(<u>第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する</u>)。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105 (第4条別表2の適用を受ける職員を除く。)</u>を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。</p> <p>一 直近の評定(基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。)が特に優秀である職員 <u>100分の124以上100分の315以下</u></p> <p>二 直近の評定が優秀である職員 <u>100分の112.5以上100分の124未満</u></p> <p>三 直近の評定が良好である職員 <u>100分の101</u></p> <p>四 直近の評定が良好でない職員 <u>100分の92.5以下</u></p> <p>4 第22条第4項の規定は、勤勉手当について準用する。</p> <p><u>第25条・第26条 (略)</u></p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則 (新設)</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><u>第25条 (略)</u></p> <p>2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して次項各号に掲げる区分に応じて支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。ただし、<u>第23条第2項</u>各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、<u>別表4</u>に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25 (第4条別表2の適用を受ける職員にあっては、100分の126.25)</u>を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。</p> <p>一 直近の評定(基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。)が特に優秀である職員 <u>100分の125.25以上100分の318.75以下 (第4条別表2の適用を受ける職員にあっては、100分の149.25以上100分の378.75以下)</u></p> <p>二 直近の評定が優秀である職員 <u>100分の113.75以上100分の125.25未満 (第4条別表2の適用を受ける職員にあっては、100分の134.75以上100分の149.25未満)</u></p> <p>三 直近の評定が良好である職員 <u>100分の102.25 (第4条別表2の適用を受ける職員にあっては、100分の122.25)</u></p> <p>四 直近の評定が良好でない職員 <u>100分の93.75以下 (第4条別表2の適用を受ける職員にあっては、100分の112.75以下)</u></p> <p>4 第23条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当について準用する。</p> <p><u>第26条・第27条 (略)</u></p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則 (2026年2月4日)</u> (施行期日)</p> <p><u>第1条 この規程は、2026年2月4日から施行し、2025年4月1日に遡って適用する。ただし、</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
	<p><u>第23条及び第25条の第4条別表2の適用を受ける職員に係る部分は、2026年6月に支給する期末手当及び勤勉手当から施行する。</u></p> <p><u>(号俸の切替え)</u></p> <p><u>第2条 2026年2月4日（以下「切替日」という。）の前日において第4条別表第1又は別表2の本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（同表において「新号俸」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。</u></p> <p><u>一 第4条別表第1の適用を受けていた職員 切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けている号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸</u></p> <p><u>二 第4条別表第2の適用を受けていた職員 切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けている査定給の区分（同表において「旧査定給区分」という。）に応じて同表に定める号俸</u></p> <p><u>(勤勉手当に関する特例)</u></p> <p><u>第3条 2025年6月に支給する勤勉手当に関する第25条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。</u></p> <p><u>一 柱書 「100分の106.25」とあるのは「100分の105」と読み替える。</u></p> <p><u>二 第1号 「100分の125.25以上100分の318.75以下」とあるのは「100分の124以上100分の315以下」と読み替える。</u></p> <p><u>三 第2号 「100分の113.75以上100分の125.25未満」とあるのは「100分の112.5以上100分の124未満」と読み替える。</u></p> <p><u>四 第3号 「100分の102.25」とあるのは「100分の101」と読み替える。</u></p> <p><u>五 第4号 「100分の93.75以下」とあるのは「100分の92.5以下」と読み替える。</u></p> <p><u>2 2025年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。</u></p> <p><u>一 柱書 「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と読み替える。</u></p> <p><u>二 第1号 「100分の125.25以上100分の318.75以下」とあるのは「100分の126.5以上100分の322.5以下」と読み替える。</u></p> <p><u>三 第2号 「100分の113.75以上100分の125.25未満」とあるのは「100分の115以上100分の126.5未満」と読み替える。</u></p> <p><u>四 第3号 「100分の102.25」とあるのは「100分の103.5」と読み替える。</u></p> <p><u>五 第4号 「100分の93.75以下」とあるのは「100分の95以下」と読み替える。</u></p> <p><u>(管理職手当に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 第22条の規定による管理職手当を支給される職員であってその職務の級が6級又は7級であるものについては、改正後の別表8にかかわらず、改正前の別表6に定める額を管理職手当として支給する。</u></p> <p><u>2 前項の職員に係る第10条の規定による地域手当の月額及び第17条第3項に規定による勤務1時間当たりの給与額については、「管理職手当」とあるのは「改正前の別表第6に定める管理職手当」と読み替えるものとする。</u></p>

## 変更前（変更点に下線）

## 変更後（変更点に下線）

## 附則別表 号俸の切替表（附則第2条関係）

## イ 第4条別表1の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	2
11	7	3	3
12	8	4	4
13	9	5	5
14	10	6	6
15	11	7	7
16	12	8	8
17	13	9	9
18	14	10	10
19	15	11	11
20	16	12	12
21	17	13	13
22	18	14	14
23	19	15	15
24	20	16	16
25	21	17	17
26	22	18	18
27	23	19	19
28	24	20	20
29	25	21	21
30	26	22	22
31	27	23	23
32	28	24	24
33	29	25	25
34	30	26	26
35	31	27	27
36	32	28	28
37	33	29	29
38	34	30	30
39	35	31	31
40	36	32	32
41	37	33	33

変更前(変更点に下線)					変更後(変更点に下線)				
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号俸	本給	本給	本給	本給	本給	42	38	34	34
1	183,500円	230,000円	261,300円	287,300円	309,800円	43	39	35	35
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	44	40	36	36
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	45	41	37	37
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	46	42	38	38
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	47	43	39	39
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	48	44	40	40
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700				
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000				
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300				
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100				
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900				
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600				
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300				
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000				
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700				
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400				
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000				
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700				
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400				
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000				
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500				
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100				
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700				
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200				

口 第4条別表2の適用を受ける職員の新号俸

旧査定給区分	職務の級			
	6級	7級	8級	9級
特に優秀	3	3	3	3
優秀	2	2	2	2
良好	1	1	1	1
良好でない	1	1	1	1

別表1

本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	本給	本給	本給	本給	本給
1	195,800円	242,000円	276,300円	309,800円	332,600円
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300

変更前(変更点に下線)						変更後(変更点に下線)					
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表2

本給表(二)

職務の級	資格給	査定給			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
6級	300,000円	90,500円	80,500円	70,500円	60,500円
7級	330,000	116,500	101,500	86,500	71,500
8級	360,000	157,100	137,100	117,100	97,100
9級	400,000	187,300	157,300	127,300	97,300

※この表の適用者の本給月額は、資格給と査定給の合計で構成される。

査定給については、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

(新設)

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表2

本給表(二)

職務の級	6級	7級	8級	9級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	420,700円	471,900円	525,300円	567,100円
2	422,600	477,200	532,000	574,100
3	424,500	482,100	537,100	580,000
4	426,300	486,700	541,300	584,800
5	428,100	490,700	544,700	588,800
6	429,900	494,100	547,900	591,700
7	431,700	497,000	550,800	594,100
8	433,500	499,500	553,300	596,000

別表3

職務の級	業務調整手当
1級	9,200円
2級	10,800円
3級	19,500円

## 変更前(変更点に下線)

## 変更後(変更点に下線)

4級	24,100円
5級	47,400円
6級	49,200円
7級～9級	51,800円

別表3 (略)

別表4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
6級	1,514千円	1,401千円	1,283千円	1,167千円
7級	1,866	1,690	1,514	1,344
8級	2,331	2,098	1,866	1,633
9級	2,914	2,620	2,331	2,042

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

別表4 (略)

(削る)

別表5

扶養親族 (第11条第2項)	職務の級	適用年度(4月～翌年3月)					
		2017年度	2018年度	2019年度	2020～2024 年度	2025年度	2026年度
第1号	5級以下	10,000円	6,500円	6,500円	6,500円	3,000円	支給しない
	6級	10,000円	6,500円	3,500円	3,500円	支給しない	支給しない
	7級以上	10,000円	6,500円	3,500円	支給しない	支給しない	支給しない
第2号	1級～9級	8,000円	10,000円	10,000円	10,000円	11,500円	13,000円
第3号～第6号	5級以下	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	
	6級	6,500円	6,500円	3,500円	3,500円	3,500円	
	7級以上	6,500円	6,500円	3,500円	支給しない	支給しない	支給しない

別表5

役職段階別加算割合

職務の級	加算割合
3級	100分の5
4級	100分の5
7級	100分の5
8級	100分の10
9級	100分の20

別表6

管理職加算割合

職務の級	加算割合
9級	100分の25

別表7

扶養親族 (第12条第2項)	職務の級	適用年度(4月～翌年3月)					
		2017年度	2018年度	2019年度	2020～2024 年度	2025年度	2026年度
第1号	5級以下	10,000円	6,500円	6,500円	6,500円	3,000円	支給しない
	6級	10,000円	6,500円	3,500円	3,500円	支給しない	支給しない
	7級以上	10,000円	6,500円	3,500円	支給しない	支給しない	支給しない
第2号	1級～9級	8,000円	10,000円	10,000円	10,000円	11,500円	13,000円
第3号～第6号	5級以下	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	6級	6,500円	6,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円
	7級以上	6,500円	6,500円	3,500円	支給しない	支給しない	支給しない

## 変更前（変更点に下線）

## 変更後（変更点に下線）

別表6

等級	管理職手当
9級	<u>72,700円</u>
8級	<u>62,300円</u>
7級	<u>49,600円</u>
6級	<u>33,200円</u>

別表8

職務の区分	職務の級	管理職手当
事務局長	9級	<u>117,500円</u>
部長	9級	<u>105,800円</u>
所長、室長、担当部長	8級	<u>94,000円</u>
	7級	<u>88,500円</u>
副部長、副所長、副室長	8級	<u>75,400円</u>
	7級	<u>62,300円</u>
当直長、マネージャー	7級	<u>62,300円</u>
	6級	<u>59,500円</u>
副当直長、副マネージャー	6級	<u>43,200円</u>

## 電力広域的運営推進機関 役員給与規程 新旧対照表

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
平成27年 5月1日施行 平成27年 9月2日変更 平成28年 3月23日変更 2021年 2月17日変更 2022年 4月27日変更 2023年12月20日変更 2024年 2月 1日変更 2025年 2月 5日変更	平成27年 5月 1日施行 平成27年 9月 2日変更 平成28年 3月23日変更 2021年 2月17日変更 2022年 4月27日変更 2023年12月20日変更 2024年 2月 1日変更 2025年 2月 5日変更 <b>2026年 2月 4日変更</b>
役員給与規程	役員給与規程
第1条 (略)	第1条 (略)
(給与)	(給与)
第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、住宅手当、特別在京手当、通勤手当、特別手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。	第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、 <b>業務調整手当</b> 、住宅手当、特別在京手当、通勤手当、特別手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。
(本給)	(本給)
第3条 本給の月額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 理事長 <b>1,166,700円</b> 二 理事 <b>934,400円</b>	第3条 本給の月額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 理事長 <b>1,199,000円</b> 二 理事 <b>960,200円</b>
2 理事長は、前項にかかわらず、職務実績等に応じ、前項各号の額を上限として、本給の月額を個別に定めることができる。	2 理事長は、前項にかかわらず、職務実績等に応じ、前項各号の額を上限として、本給の月額を個別に定めることができる。
第4条 (略)	第4条 (略)
<u>(新設)</u>	<u>(業務調整手当)</u>
<u>第5条～第9条</u> (略)	<u>第5条</u> 業務調整手当の月額は、51,800円とする。
(特別手当)	<u>第6条～第10条</u> (略)
<u>第10条</u> 特別手当は、6月1日、及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。	(特別手当) <u>第11条</u> 特別手当は、6月1日、及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。
2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <b>100分の66.25</b> 、12月に支給する場合においては <b>100分の66.25</b> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。	2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <b>100分の67.5</b> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。
一 6か月 100分の100	一 6か月 100分の100

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30	二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30
3 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、特別手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、特別手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から特別手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。	3 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、特別手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、特別手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から特別手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。
<u>第11条</u> (略)  (非常勤役員手当) <u>第12条</u> 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。 監事 <u>223,400円</u>	<u>第12条</u> (略)  (非常勤役員手当) <u>第13条</u> 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。 監事 <u>229,600円</u>
<u>第13条</u> (略)  附則 (略)  <u>附則</u> <u>(新設)</u>	<u>第14条</u> (略)  附則 (略)  <u>附則(2026年2月4日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条</u> この規程は、2026年2月4日から施行し、2025年4月1日に遡って適用する。  <u>(特別手当に関する特例)</u> <u>第2条</u> 2025年6月に支給する特別手当に関する第11条第2項の規定については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の66.25」と読み替えて適用する。 <u>2 2025年12月に支給する特別手当に関する第11条第2項の規定については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の68.75」と読み替えて適用する。</u>

## 電力広域的運営推進機関 役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 新旧対照表

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)								
平成27年 4月 1日施行 平成27年 9月 2日変更 平成28年 3月 23日変更 平成29年 2月 15日変更 平成30年 2月 7日変更 2018年12月 5日変更 2019年12月 4日変更 2020年12月 2日変更 2023年 2月 1日変更 2024年 2月 1日変更 2025年 2月 5日変更	平成27年 4月 1日施行 平成27年 9月 2日変更 平成28年 3月 23日変更 平成29年 2月 15日変更 平成30年 2月 7日変更 2018年12月 5日変更 2019年12月 4日変更 2020年12月 2日変更 2023年 2月 1日変更 2024年 2月 1日変更 2025年 2月 5日変更  <u>2026年 2月 4日変更</u>								
役員に対する勤勉手当の支給に関する規程	役員に対する勤勉手当の支給に関する規程								
第1条 (略)	第1条 (略)								
(勤勉手当の額) 第2条 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30	(勤勉手当の額) 第2条 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30								
2 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して勤勉手当を支給するときは、勤勉手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、勤勉手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から勤勉手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない	2 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して勤勉手当を支給するときは、勤勉手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、勤勉手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から勤勉手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない								
別表 勤勉手当の支給割合	別表 勤勉手当の支給割合								
<table border="1"> <tr> <td>優秀</td><td>100分の212.5以下 100分の113.75以上</td></tr> <tr> <td>良好</td><td>100分の100.25</td></tr> </table>	優秀	100分の212.5以下 100分の113.75以上	良好	100分の100.25	<table border="1"> <tr> <td>優秀</td><td>100分の215以下 100分の115以上</td></tr> <tr> <td>良好</td><td>100分の101.5</td></tr> </table>	優秀	100分の215以下 100分の115以上	良好	100分の101.5
優秀	100分の212.5以下 100分の113.75以上								
良好	100分の100.25								
優秀	100分の215以下 100分の115以上								
良好	100分の101.5								

良好でない	<u>100分の91.75以下</u>
-------	---------------------

第3条 (略)

附則  
(略)

附則  
(新設)

良好でない	<u>100分の93以下</u>
-------	------------------

第3条 (略)

附則  
(略)

附則 (2026年2月4日)

(施行期日)

第1条 この規程は、2026年2月4日から施行し、2025年4月1日に遡って適用する。

(2025年度の支給額に関する特例)

第2条 2025年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表 (読み替え後)

<u>優秀</u>	<u>100分の212.5以下</u>
	<u>100分の113.75以上</u>
<u>良好</u>	<u>100分の100.25</u>
<u>良好でない</u>	<u>100分の91.75以下</u>

2 2025年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表 (読み替え後)

<u>優秀</u>	<u>100分の217.5以下</u>
	<u>100分の116.25以上</u>
<u>良好</u>	<u>100分の102.75</u>
<u>良好でない</u>	<u>100分の94.25以下</u>

## 電力広域的運営推進機関 就業規則 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
平成27年 4月 1日施行 平成27年 9月 2日変更 平成29年12月 1日変更 2020年 2月 26日変更 2022年12月 21日変更 2023年12月 20日変更 2024年 3月 27日変更	平成27年 4月 1日施行 平成27年 9月 2日変更 平成29年12月 1日変更 2020年 2月 26日変更 2022年12月 21日変更 2023年12月 20日変更 2024年 3月 27日変更  <u>2026年 2月 4日変更</u>
就業規則	就業規則
第1条～第7条 (略)  (休職期間の取扱い) 第8条 休職期間中の給与は、原則として支給しない。ただし、前条第1項第1号の場合は、その休職期間が1年（結核性疾患の場合は2年）に達するまでは、本給及び諸手当（通勤手当を除く）の100分の80を支給する。 2 (略)	第1条～第7条 (略)  (休職期間の取扱い) 第8条 休職期間中の給与は、原則として支給しない。ただし、前条第1項第1号の場合は、その休職期間が1年（結核性疾患の場合は2年）に達するまでは、本給及び諸手当（ <u>業務調整手当及び</u> 通勤手当を除く）の100分の80を支給する。 2 (略)
第9条～第51条 (略)  (私傷病休暇) 第32条 (略) 2・3 (略) 4 私傷病休暇については、給与を支給する。	第9条～第31条 (略)  (私傷病休暇) 第32条 (略) 2・3 (略) 4 私傷病休暇については、給与を支給する。 <u>ただし、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって私傷病休暇により勤務しなかった場合は、業務調整手当、管理職手当は支給しない。</u>
第33条～第51条 (略)  附則 (略)  <u>附則</u> <u>(新設)</u>	第33条～第51条 (略)  附則 (略)  <u>附則 (2026年2月4日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、2026年2月4日から施行し、2025年4月1日に遡って適用する。</u>

## 電力広域的運営推進機関 嘱託職員就業規則 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
	平成27年 4月 1日施行
嘱託職員就業規則	嘱託職員就業規則
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)
(給与)	(給与)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 通勤手当は、常勤嘱託については職員給与規程（以下「給与規程」という。） <u>第13条</u> を準用し、非常勤嘱託については実費を支給する。	3 通勤手当は、常勤嘱託については職員給与規程（以下「給与規程」という。） <u>第14条</u> を準用し、非常勤嘱託については実費を支給する。
第8条～第16条 (略)	第8条～第16条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
<u>附則</u> <u>(新設)</u>	<u>附則 (2026年2月4日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、2026年2月4日から施行し、2025年4月1日に遡って適用する。</u>

## 電力広域的運営推進機関 契約職員就業規則 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
平成27年 4月1日施行 平成29年12月1日変更	平成27年 4月 1日施行 平成29年12月 1日変更 <u>2026年 2月 4日変更</u>
契約職員就業規則	契約職員就業規則
第1条～第5条 (略)  (給与) 第6条 (略) 2 (略) 3 地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜勤務手当及び夜勤手当については、それぞれ電力広域的運営推進機関職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条、 <u>第11条、第12条、第13条、第15条、第16条</u> 及び <u>第17条</u> を準用する。	第1条～第5条 (略)  (給与) 第6条 (略) 2 (略) 3 地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜勤務手当及び夜勤手当については、それぞれ電力広域的運営推進機関職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条、 <u>第12条、第13条、第14条、第16条、第17条</u> 及び <u>第18条</u> を準用する。
第7条～第16条 (略)  附則 (略)  <u>附則</u> <u>(新設)</u>	第7条～第16条 (略)  附則 (略)  <u>附則 (2026年2月4日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規則は、2026年2月4日から施行し、2025年4月1日に遡って適用する。</u>